

『R5年度税制改正所得税(3) エンジェル税制拡充及・緩和』

スタートアップを生み育てるエコシステムを抜本的に強化する策としてもう1つ、エンジェル税制の要件緩和も行われる。

1) 譲渡所得の特例の改正 特定株式の取得に要した金額の控除を適用した特定株式のうち、下記の要件を満たす株式の取得価額については譲渡時に20億円を限度として株式等の譲渡所得金額から控除する。(20億円を超える分については課税繰延)○中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者、又は設立後10年未満の中小企業者等が発行する株式を投資事業有限責任組合契約もしくは電子募集取扱業務により取得したもの○当該特定中小会社が設立後(5年未満の期間に限る)の各事業年度の営業損益金額<0、かつ、当該各事業年度の売上高=0、又は前事業年度の試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第3条第1項に規定する費用の合計額>出資金額×0.3。



また、適用対象となるスタートアップの特定の株主グループの有する株式について、総数の割合要件が6分の5以下から20分の19以下に緩和されるほか、スタートアップに係る確認手続で、都道府県知事へ提出する申請書への添付書類が絞られた。

2) 寄付金控除の改正 1)と同様に株式総数の割合、提出する書類で緩和される。

『納税地の特例等の手続き変更 届出書提出が不要に』

国税庁はこのほど、納税地の特例等に関する手続の変更について発表した。従来、「納税地の異動」に関しては、その所得税・消費税の納税地に異動があった場合には、遅滞なく、その異動前の納税地の所轄税務署長に対し、「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」を提出しなければならなかった。また、「納税地の変更」については、以下「納税地の特例」を利用できた。(1) 国内に住所のほか居所を有する納税義務者は、その居所地を納税地にすることができる(2) 国内に住所又は居所を有し、かつ、それ以外に事業所等を有する納税義務者は、その事業所等の所在地を納税地とすることができる。

令和4年度税制改正に伴い、異動後及び変更後の納税地については、国税当局において、提出された確定申告書等に記載された内容等から把握可能であることを踏まえ、令和5年1月1日以後は、○所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書○所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書について、その提出が不要とされた。よって新たな手続は、(1) 納税地の異動がある場合は、異動後の納税地を所得税又は消費税の申告書に記載(2) 納税地の変更を行う場合は、変更後の納税地を所得税又は消費税の申告書に記載することとなる。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com